

社会保険

いばらき

10

育児休業期間中は保険料が免除されます

2014 October
NO.435

- 育児休業等の終了時には標準報酬の改定が行えます
- 柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方
- 住所変更届提出のお願い
- 11月は「ねんきん月間」です



「初秋の富谷観音」（撮影・桜川市）：日本写真家協会員 藤井 正夫

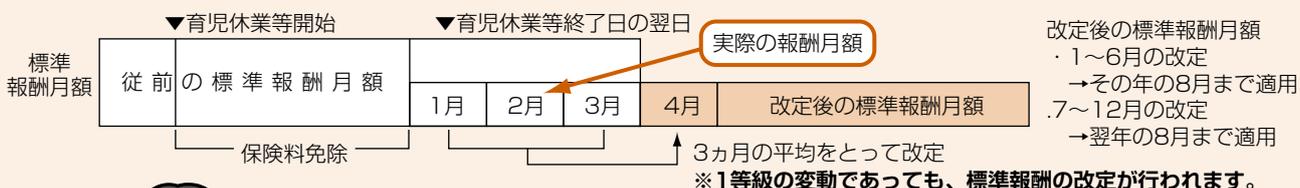
職場内で回覧しましょう

② 育児休業等の終了時には標準報酬の改定が行えます

被保険者が、育児・介護休業法による育児休業期間（育児休業に準ずる制度による休業期間も含みます）を終了し、職場に復帰した際に、時間短縮や所定外労働をしないことで、賃金が休業前より変動することがあります。このような場合に、育児休業等終了時（職場復帰後も引き続き育児休業にかかる子を養育し、かつ、その子が3歳未満である場合）による標準報酬月額の変動を申し出ることができます。

育児休業等終了時改定の申出

事業所の事業主を経由して「育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出することで、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3ヵ月間の報酬月額の平均によって標準報酬月額が改定されます。改定された標準報酬月額は、その育児休業等の終了日の翌日から起算して2ヵ月を経過した日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヵ月目）から適用されます。



育児休業等終了時報酬月額変更該当する人とは？

- ・育児休業終了日に3歳未満の子を養育していること
- ・育児休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に支払われた報酬（給料）の支払基礎日数が17日以上のある月があること（17日以上のある月が1ヶ月であってもかまいません。）

③ 3歳未満のお子さんを養育されている方に標準報酬月額の特例（みなし措置）があります

3歳未満のお子さんを養育している方の標準報酬月額が、その養育期間中、養育を始める前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合には、被保険者の申出に基づき、従前標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。保険料は、実際の標準報酬月額に応じた額をご負担いただきます。この特例は、養育期間中の報酬の低下が、将来の年金額に影響しないように導入されたものです。

従前標準報酬月額とは、養育開始月の前月の標準報酬月額をさします。養育開始月の前月に厚生年金保険の被保険者でない場合には、その月前1年以内の直近の標準報酬月額が従前標準報酬月額となります。（その月前1年以内に厚生年金保険の被保険者期間がない場合には、みなし措置をうけていただくことはできません。）

なお、標準報酬月額の特例は、厚生年金保険のみが対象となり、健康保険については、特例がありませんので実際の標準報酬月額に基づく保険給付が行われます。

みなし措置を受けていただける期間は3歳未満の子の養育開始月から、3歳の誕生月の前月までです。

※この申出書には、①子の生年月日および子と申出者との身分関係を明らかにすることができる書類（市区町村長の証明書または子の戸籍抄本）と②申出者がその子を養育することとなった日を証する書類（住民票（写）等）の添付が必要です。

※申出日より前の期間については、申出月の前月までの2年間に限りみなし措置が認められることとなりますので、ご注意ください。

詳しくは、お近くの年金事務所（厚生年金適用調査課）にお問い合わせください。

① 育児休業期間中は保険料が免除されます

「育児休業・介護保険休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満のお子さんを養育するための育児休業期間の健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申し出により免除されます。

なお、免除期間中も被保険者の資格に変更はありませんので、保険証はそのままご使用いただけます。

具体例

育児休業の開始日が平成26年11月27日、子が1歳に達する日（育児休業終了の日）が平成27年9月30日の場合



保険料免除期間

育児休業等開始日の属する月(平成26年11月)から育児休業等終了日の翌日(平成27年10月1日)の属する月の前月(平成27年9月)まで

● 育児休業等取得者申出書

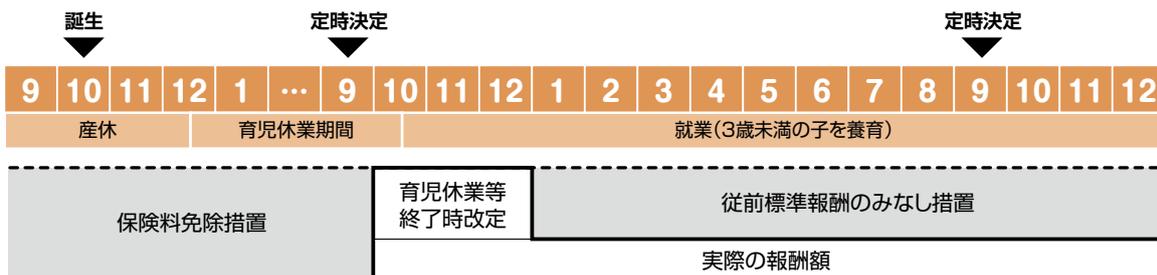
育児休業期間が当初の予定よりも早く終了したときには、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届」の提出が必要になります。予定通りに育児休業を終了された場合には、お届けの必要はありません。

育児休業等取得者の申出は「1歳未満の子を養育する為の育児休業」「保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6か月に達するまでの育児休業」、「1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業」の各休業期間において、それぞれ申出が必要となります。

ご注意ください

- ※平成26年4月から、産前産後休業期間についても、育児休業等期間と同様、保険料免除と休業終了時報改定のしくみが導入されました。対象となる産前産後休業期間とは、出産(予定)日以前42日(多胎妊娠98日)から出産日後56日までの間で、妊娠・出産を理由として労務に従事しない期間です。
- ※保険料免除期間中に賞与が支給された場合は、賞与にかかる保険料も免除されますが、賞与支払届の提出は必要です。

育児休業等終了時改定が行われた場合



*太い実線(——)は保険料額算定上の標準報酬月額

太い破線(----)は給付額算定上の標準報酬月額

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

施術を受ける場合、「健康保険」が使えるものと使えないものが定められています。柔道整復師へのかかり方を正しく理解し、適切な受診をお願いいたします。

健康保険が使える場合

- 外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れ）
- 骨折・不全骨折・脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要です。）
- 負傷原因がはっきりしている、「スジ違い」「ぎっくり腰」など



健康保険が使えない場合＝自由診療（全額自己負担での受診は可能）

- ✕ 仕事や家事等、日常生活による単なる疲れ、肩こりなど
- ✕ 打撲・捻挫が治った後の漫然とした治療、マッサージ代わりの利用
- ✕ 外傷性でない疾患からくる痛みやコリ（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ✕ 外科・整形外科で治療を受けながら、同じ箇所（接）骨院で受けているもの
- ✕ 労災保険が適用となる「仕事上」や「通勤途上」でのケガなど
- ✕ 「ついでにほかの部分」とか「付き添いのついでに行ったマッサージ」などの『ついで受診』
- ✕ 症状の改善がみられない長期の施術

整骨院、接骨院の施術費用は、原則として患者様が全額自己負担し、その後保険者（協会けんぽ）に申請して給付を受ける「療養費」の取扱いとなります。

しかし、都道府県と受領委任の協定を結んでいる整（接）骨院においては、「療養費」の支給申請を柔道整復師に委任できるため、病院等と同じように窓口で一部負担金を支払えば施術を受けられるしくみになっています。

健康保険証を使って施術を受ける場合は、下記の点に注意してください。

- 必ず保険証を提示してください。
- 負傷原因（いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのか）を正確に柔道整復師に伝えましょう。
- 「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で署名または捺印ください。
- 必ず領収書をもらって保管しておきましょう。
- 施術が長期化する場合、柔道整復師に相談のうえ、病院の医師の診断を受けましょう。（痛みの原因が内科的要因も考えられます）
- 病院と同じ箇所の施術はできません。（全額自己負担です）

「協会けんぽ」より施術内容についてお尋ねすることがあります

整（接）骨院の施術費用を療養費として適切に支給するため、協会けんぽから施術された方へ受診内容を確認する照会文書を送付する場合がございます。

照会文書がお手元に届きましたら、ご自身で回答書を記入され、期日までにご回答いただけますよう、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、「協会けんぽ」にお問い合わせください。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

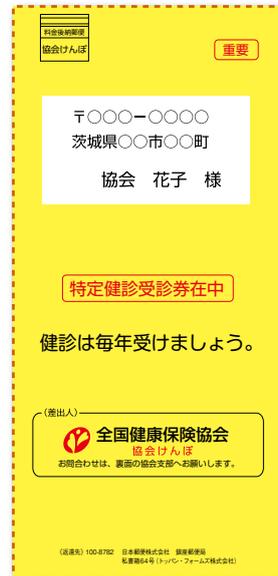
住所変更届提出のお願い

『特定健康診査受診券』を平成27年4月もご自宅へお送りします

被扶養者（ご家族）さまが特定健康診査を受診する際に必要な『受診券』は、平成25年度よりご自宅へお送りしておりますが、「宛てどころに尋ね当たらない」などの理由でお届けできなかった受診券は、事業主さまへお送りし、配布いただいております。

平成27年も同様に、ご自宅へ受診券をお送りいたしますので、

被保険者（ご本人）さまの住所が変更になった場合には、**日本年金機構茨城事務センターへ「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」**をご提出いただきますよう、お願いいたします。



受診券送付の対象の方 協会けんぽにご加入の被扶養者（ご家族）さまで **40歳～74歳** までの方です。

● 受診券は、平成26年12月の住所データを基に作成する予定です。被保険者（ご本人）さまの住所が変更になった場合には、お早めに**事業主さまより**住所変更の届け出をお願いします。

● 平成27年度も、ご自宅にお送りできなかった受診券は事業主さまへお送りします。対象の方への配布に、ご協力ををお願いします。

特定健診受診券 送付までの流れ



お問い合わせ先

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ
〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>
☎029-303-1584 (保健グループ)

年金相談予約のご案内

待ち時間を解消するため年金相談時間の予約をお受けいたします

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書など本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

また、代理の方が相談に来られる際には、委任状と代理人の方の身分を確認できるものとして(運転免許証・パスポート・写真付住民基本台帳カード等)が必要となります。

ご持参をいただく物としては、各年金事務所にお尋ねください。

予約の申込方法

- 1ヵ月前から前日まで、電話で予約を受け付けいたします。ご希望の日時をご指定ください。
※他のお客様と重複する時は、日時についてご相談させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。
- 予約申込の受付は、年金事務所 お客様相談室となります。

水戸北 ☎029-231-2283 下館 ☎0296-25-0834
水戸南 ☎029-227-3253 日立 ☎0294-24-2193
土浦 ☎029-824-7169

11月は「ねんきん月間」です

国民年金保険料を納めましょう
納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となります

電話での年金相談窓口

間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

一般的な年金相談に関するお問い合わせ
(東日本大震災で被災された方のお問い合わせもお受けいたします)

「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165(一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「国民年金保険料後納制度(保険料の納付の延長)」、
「専業主婦・主夫年金の改正」に関するお問い合わせ

「国民年金保険料専用ダイヤル」
0570-011-050(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6731-2015(一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」、「ねんきん特別便」及び
「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」
0570-058-555(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144(一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前9:00～午後7:00
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ご利用いただける電話の種類

各ダイヤルの電話番号	一般の固定電話	携帯電話・PHS	公衆電話	IP電話	海外から
ナビダイヤル	○ 市内通話料金お客様負担	○ 通話料全額お客様負担	○ 通話料全額お客様負担	× (一部通話可)	×
一般電話(通話料全額お客様負担)	○	○	○	○	○

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、**一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金**がかかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」「03-6731-2015」の一般電話におかけになる場合は、**通常の通話料金**がかかります。
- ・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。
- ・月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくなりますので、どうぞご利用ください。
- ・ご相談の内容は、当機構業務の運営管理及びサービス向上などの観点から、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。
- ・お問い合わせの際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。また、代理人(二親等以内)の方がお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- ・オンライン端末の稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- ・自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。